

船橋市不登校児童生徒等支援事業ほっとスペース「けやき」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市不登校児童生徒等支援事業（以下「本事業」という。）について、円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、不登校による様々な課題や困難を抱えている児童生徒及びその保護者に対して、相談対応及び安心して過ごせる居場所の提供等を行うことにより、不登校児童生徒及びその保護者を孤立から守り、当該児童生徒の社会的な自立につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「不登校児童生徒」とは、船橋市在住の不登校の小中学生をいう。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、不登校児童生徒及びその保護者とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(実施主体)

第5条 本事業の実施主体は、船橋市とする。ただし、適切な運営を確保することができる団体（以下「運営団体」という。）に委託できるものとする。

(事業内容)

第6条 本事業の名称は、ほっとスペース「けやき」とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 保護者への支援

次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる事業とする。

ア 保護者からの相談対応

不登校児童生徒への接し方や養育に必要な知識及び公的支援の情報提供

イ 保護者会の開催

本事業を利用している又は利用したことがある不登校児童生徒の保護者に対する、情報交換及び情報共有の場の提供

(2) 不登校児童生徒への支援

次のアからオに掲げる区分に応じ、当該アからオに掲げる事業とする。

ア 不登校児童生徒からの相談対応

不登校児童生徒の困りごとや悩みごとの解消に向けた相談支援

イ 居場所の提供

不登校児童生徒が安心して過ごすことができる居場所の提供

ただし、居場所を利用できる者は、不登校児童生徒のうち、事前に利用登録を行った者（以下「利用登録児童生徒」という。）とする。

ウ 生活習慣の支援

不登校児童生徒の相談対応や利用登録児童生徒の居場所の利用に当たり、基本的な生活習慣を身につけるための支援

エ 体験活動等の実施

利用登録児童生徒に対して他者との交流機会創出のため、創作活動等の体験活動の実施

オ その他活動補助

必要に応じて不登校児童生徒の活動補助の実施

（利用登録申請）

第7条 前条第2号イ及びエに掲げる事業の利用を希望する不登校児童生徒及びその保護者は、事前に見学を行うものとする。ただし、過去に当該事業の見学及び利用登録を行ったことがある者については、この限りでない。

2 不登校児童生徒の保護者は、当該不登校児童生徒について前条第2号イ及びエに掲げる事業の利用を希望する場合は、ほっとスペース「けやき」利用登録申請書(新規・変更)（第1号様式）（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

3 前項の規定による申請を行った者は、申請内容に変更が生じた場合には、申請書により、速やかに申請を行うものとする。

（利用登録の決定）

第8条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による申請を受けたときは、速やかに利用登録の可否を決定し、ほっとスペース「けやき」利用登録可否決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第5条ただし書の規定により本事業を運営団体に委託している場合において、前項の規定により、利用登録の可否決定をしたときは、決定通知書の写しを運営団体へ送付するものとする。

3 第1項の規定による利用登録の有効期間は、当該利用登録の決定をした日の属する年度の3月31日までとする。

4 第1項の規定による利用登録の決定を受けた者が当該利用登録児童生徒が学籍を置く学校への報告を希望する場合は、市長は当該学校の校長に対し、ほっとスペース「け

やき」登録通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 5 市長は、偽りその他不正の手段により利用登録の決定を受けた者があると認めるとき、又は利用登録児童生徒の行為により本事業の適正な実施に支障があると認めるときは、当該利用登録の決定を取り消すことができる。

（活動状況の共有）

第9条 市長は、利用登録児童生徒の支援のため必要があると認めるときは、当該利用登録児童生徒の月ごとの活動状況について、ほっとスペース「けやき」活動状況報告書（第4号様式）により、次に掲げる者に情報を提供することができる。

- （1）当該利用登録児童生徒が在籍する学校の校長
- （2）船橋市教育委員会（当該利用登録児童生徒が船橋市立小学校、船橋市立中学校又は船橋市立特別支援学校に在籍する場合に限る。）

（利用料）

第10条 本事業の利用料は、無料とする。ただし、第6条第2号エに掲げる体験活動等の実施にかかる費用については、利用者の実費負担とすることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年8月18日から施行する。

第1号様式

ほっとスペース「けやき」利用登録申請書（新規・変更）

年 月 日

船 橋 市 長 あて

住所

申請者（保護者）

氏名

裏面【利用に係る確認事項】を確認の上、次のとおりほっとスペース「けやき」（船橋市不登校児童生徒等支援事業）の利用登録（新規・変更）を申請します。

(フリガナ)			
児童生徒の氏名			
児童生徒の生年月日		年 月 日 (歳)	
学籍を置く学校名			
学 年	組	年	組
児童生徒の住所 (保護者と異なる場合)			
保護者の連絡先			
児童生徒の連絡先			

利用に係る確認事項

1. 【在籍校への情報提供について】

- ・市が児童生徒が在籍する学校の校長に本事業に登録したことを通知し、月ごとの活動状況報告書を在籍する学校の校長に提供することを希望しますか。
(出席判断や情報共有のための資料として活用いたします)
- ☐ 希望します
- ☐ 希望しません

2. 【在籍校及び船橋市教育委員会への情報提供について】

- ・市が児童生徒及びその保護者への支援に特に必要と認める場合は、本事業の利用状況等を在籍する学校の校長及び船橋市教育委員会（市立小中学校又は市立特別支援学校に在籍している場合）に提供することに同意しますか。
- ※在籍する学校の校長への情報提供は、上記【在籍校への情報提供について】の「希望します」にチェックをされた場合に提供します。
- ☐ 同意します
- ☐ 同意しません

第2号様式

ほっとスペース「けやき」利用登録可否決定通知書

年 月 日

様

船 橋 市 長

年 月 日付けで申請のあったほっとスペース「けやき」（船橋市不登校児童生徒等支援事業）の利用登録について、次のとおり決定したので通知します。

申請者(保護者)氏名	
利用登録の可否	利用可 ・ 利用不可
児童生徒の氏名	
その他注意事項 (利用不可の場合、利用不可の理由)	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第3号様式

ほっとスペース「けやき」登録通知書

年 月 日

様

船 橋 市 長
(公印省略)

貴校に在籍する下記の児童生徒について、次のとおりほっとスペース「けやき」（船橋市不登校児童生徒等支援事業）に登録しましたので通知いたします。

つきましては、今後、当該児童生徒が利用した月の「活動状況報告書」を送付いたしますので、出席判断の参考としていただきますようお願いいたします。

申請者(保護者)の氏名	
児 童 生 徒 の 氏 名	
登 録 年 月 日	年 月 日
備 考	

第4号様式

ほっとスペース「けやき」活動状況報告書

年 月 日

様

船 橋 市 長
(公印省略)

利用登録児童生徒について、別紙のとおり、 年 月分の利用日及び活動状況を報告いたします。

(第4号様式 別紙)

1. 対象児童生徒

在籍校名	学年	組	氏名

2. 利用状況

年	月分	利用日数	日（うち、平日以外	日）
---	----	------	-----------	----

今月の利用状況（日々の過ごし方、活動への参加など）

--

日 曜日	利用時間	児童・生徒の活動状況

3. その他特記事項

--